

議案第30号

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更に伴う
財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約（平成23年市町村指令第5号）の変更に伴い、次のとおり財産処分を行うことについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合が所有する神立駅自由通路整備事業、神立駅東口歩行者専用道路整備事業に係る財産は次のとおり帰属する。

種類	所在	地番	内容	帰属
神立駅 自由通路	土浦市神立中央一丁目	4237-117 外	延長 40m 幅員 6m	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-36	191.00 m ²	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-75	6.30 m ²	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-76	151.00 m ²	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-77	139.00 m ²	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-78	90.00 m ²	土浦市
土地	土浦市神立東一丁目	4301-79	178.00 m ²	土浦市

土地	土浦市神立東一丁目	4301-114	6.93 m ²	土浦市
土地	かすみがうら市稲吉一丁目	2613-232	25.00 m ²	かすみがうら市
土地	かすみがうら市稲吉一丁目	2613-233	40.00 m ²	かすみがうら市